

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	41 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの期間及び41年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年12月ごろの時点では、保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人は、当時、保険料を金融機関において納付したと説明しており、この納付方法は過年度納付保険料を納付する場合の方法に合致している。さらに、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録用紙に検認印が押されていることが確認できる上、市が保有している被保険者名簿により、当該期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から42年3月まで

私は、昭和42年に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料については、納付書等を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間の保険料をさかのぼって納付した経緯に関する記憶が明確である。また、申立人が所持している申立期間に係る納付書及び納付書・領収証書は、必要事項の記載に不備があるものの、様式及び記載状況から申立期間当時作成されたものと認められ、申立期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みである上、3 か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及び申立人の保険料を納付したとされる母親の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和50年1月に町役場で国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を町役場で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、町役場から送付された納付書により保険料を納付していたとする納付方法は、当時、申立人が居住していた町の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月
元妻は、私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替をおおむね適切に行っている上、申立期間は1か月と短期間である。また、婚姻中、申立人の保険料を納付したとする申立人の元妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで
② 昭和53年4月から54年12月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、母が自身の分と一緒に集金人に納付してくれていたはずであり、申立期間②については、私が、口座振替で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和48年の独立開業以後の国民年金加入期間について、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人は、昭和50年10月以降、当時経営していた店舗の経理用の銀行口座から保険料を納付していたと説明しており、当該期間の前後の保険料が口座振替とされていることが確認できる上、当該期間の前後を通じて申立人の職業や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、当該期間の直前の昭和41年9月に転居し、半年後の42年3月から同年12月までは海外で就労していたと説明している上、区が保管する国民年金被保険者の

氏名索引簿から、42年1月から44年12月までの間は、申立人が不在者として取り扱われていたことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から45年7月まで

私は、昭和41年3月に勤務先を退職し、そのころ、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。送付された納付書により、金融機関で保険料をまとめて納付したと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年3月から44年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された43年4月ごろの時点で、国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であり、申立人は、国民年金の加入状況、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、社会保険庁の記録によると、申立人の姓は、長期間にわたり誤って記録されていたことが確認できるなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性も認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年4月から45年7月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の払出簿によると、44年に不在者と記録されていることから、申立人には当該期間の保険料の納付書は届いていないものと考えられる上、申立人は保険料の納付金額についての記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年1月まで
私は国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を納め続けてきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の第3号被保険者及び第1号被保険者への切替手続も適切に行っている上、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立期間当時申立人の生活状況等に大きな変化は見られないことなどから、申立期間の保険料のみが未納になっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年10月から48年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、会社を退職した際、区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は加入手続の際に区役所出張所で納付し、申立期間②の保険料は区役所出張所又は郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人は保険料の納付場所や納付方法について具体的に説明しており、その内容は、当時の区における国民年金加入手続及び保険料収納業務の取扱いと合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、当該期間の保険料が未納になっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した後は、夫の保険料と一緒に保険料をきちんと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間直前の昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月までの期間の保険料を第 2 回特例納付で納付しており、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び5月
私の国民年金は、妻が平成7年に加入手続を行い、その時点でさかのぼって納付できる期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、妻が数回に分けてこの期間の保険料をすべて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年7月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年8月に、5年7月分の保険料を過年度納付するとともに7年4月から同年7月までの期間の保険料を現年度納付し、その後8年6月まで、ほぼ毎月申立人の申立期間前後の期間の保険料を過年度納付するとともに、夫婦二人の保険料を現年度納付していることが確認できるなど、妻が申立人の申立期間の保険料を数回に分けてさかのぼって納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 63 年 7 月

私は国民年金に任意加入後、付加保険料を含めた国民年金保険料を忘れずに納付してきた。申立期間②については、保険料の還付を受けたことになっているが還付された記憶がない。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は、付加保険料を含め納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する領収証書により、当該期間の保険料は納付書及び口座振替で重複納付されたことは確認できるものの、当該重複納付に関する保険料の還付の処理は、オンライン記録により、還付金額、送金(支払)通知書作成年月日及び振込支払金融機関の口座番号等が明確に確認でき、当該口座番号は、申立人の所持する口座振替の領収証書から保険料の口座振替先金融機関の口座番号と一致するなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、夫婦一緒に国民年金に加入後、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。妻の申立期間の保険料は納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月に国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間について自身の保険料は納付済みとなっており、特例納付及び過年度納付等の納付状況から夫婦は一緒に保険料を納付していたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年6月まで

私は、間が空かないように可能な限り国民年金に加入して、国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、厚生年金保険から国民年金の切替手続も適切に行っている。

また、申立人は60歳到達後の任意加入制度を知った時期や加入の契機、手続、保険料の納付場所、納付方法などを鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は、区報で国民年金を知り、夫婦二人の加入手続を行い、昭和38年1月に国民年金の資格喪失手続をするまで二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付方法及び資格喪失手続の時期等の記憶が鮮明であり、国民年金の手帳記号番号は昭和36年4月に夫婦連番で払い出されている上、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、納付したとする保険料額は、申立期間当時に夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入した後、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。加入手続前の期間の保険料についても、昭和45年ごろに夫婦二人分の未納期間の保険料を特例納付した。また、申立期間のころは、東京オリンピックが開催され好景気の時期であり、保険料の申請免除を行った記憶は無い。夫の保険料は納付済みとなっており、申立期間が申請免除とされていることに納得できない。

(注) 申立は、死亡した申立人の長男の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、特例納付したとする昭和45年ごろは第1回特例納付の実施期間中であり、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人と一緒に保険料を納付したとする夫の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、手帳記号番号の払出時点では、さかのぼって申立期間の免除申請を認めることは制度上できないにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では申請免除の期間とされているなど、記録管理等の事務が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年3月まで

夫は、当時営んでいた店に訪れた役所の人から国民年金の加入勧奨を受け、夫婦一緒に加入手続を行い、夫婦二人分の過去の保険料をまとめて納付してくれたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和53年6月に夫婦連番で払い出されており、申立期間は、現年度納付及び過年度納付が可能な期間である上、加入時期、納付方法等に関する申立人の記憶は鮮明である。

また、保険料の納付日が確認できる平成8年以降で夫婦同一日納付が確認できる上、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 5 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 5 年 6 月まで

私は、昭和 62 年以降も引き続き 60 歳になるまで、毎年免除申請の手続を行っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に、第 3 回特例納付により 48 か月分の国民年金保険料を納付した際、60 歳まで免除申請を行えば、受給資格期間である 25 年を満了す旨の教示を受けたことを鮮明に記憶している上、申立人が居住している区では、申立期間当時、簡易な申告により継続的に免除申請の手続を行うことが可能であり、申立人は、申立期間前の 10 年間について適切に免除申請を行っていたことが確認できる。また、その後の申立期間当時も申立人の収入や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年12月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から44年3月まで
② 昭和45年7月から同年12月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和49年1月から同年3月まで
⑤ 昭和50年4月から同年6月まで

私は、結婚するまでの間は、自分で国民年金保険料を納付し、結婚してからは、同居していた夫の母親が私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④について、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間は6か月、3か月とそれぞれ、短期間である上、申立人夫婦の保険料を納付していたとする義母は、当該期間の保険料を納付済みであるほか、申立期間②については、申立人の夫も保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③及び⑤については、申立人又は申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①のうち婚姻するまでの期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間①のうち婚姻後の期間、③及び⑤については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義母から当時の状況等を聴取することができ

ないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の義母は、当該期間
当時は保険料が未納で、後に当該期間の自身の保険料を第2回及び第3回
特例納付により納付していることが確認できるなど、申立人又は申立人の
義母が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺
事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和45年7月から同年12月までの期間及び49年1月から同年3月まで
の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から41年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 昭和48年1月から同年3月まで
⑤ 昭和49年1月から同年3月まで
⑥ 昭和50年4月から同年6月まで

私の母親は、私が結婚するまでの間は、私の国民年金保険料を納付してくれ、私が結婚してからは、私たち夫婦の保険料を納付してくれてはざである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑥については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の母親は、当該期間当時は保険料が未納で、後に当該期間の自身の保険料を第2回及び第3回特例納付により納付していることが確認できるなど、申立人の母親が申立人の当該期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、亡くなった夫がすべて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に国民年金に任意加入して以降、65歳に達するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、合計で95か月間の付加保険料を納付している。

申立期間①については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、また、申立期間②のうち61年7月から同年9月までの期間については、申立人の保険料を納付していたとされる夫も納付済みとなっている上、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち61年4月から同年6月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとされる夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年7月から43年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、妻と同居した昭和39年以降は妻に頼んで毎月定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和43年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年7月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月から41年12月までの期間及び平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 平成4年1月

私は、申立期間①については、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、口座振替で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年2月から41年12月までの期間については、申立人は、40年2月ごろに転居しており、転居後の区において集金人が来ていたことなど保険料の納付状況について具体的に説明しており、当該区においては、当時区役所職員による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。申立期間②については、1か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち昭和36年4月から40年1月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の転居前の居住地での保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月から41年12月までの期間及び平成4年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から63年1月まで

私は、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をし、時効を気にしながら国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年4月から63年1月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年5月時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人の所持する年金手帳により、資格取得日は平成元年5月21日から昭和62年3月5日に書き換えられていることが確認でき、制度上、強制加入期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和62年3月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記払出し時点では時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年11月まで
私は、申立期間当時、国民年金保険料月額100円を自宅に来た集金人に5回納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月から同年11月までの期間については、申立人が区の集金人に国民年金保険料を納付したとする方法は、申立人が当該期間当時居住していた区の納付方法と合致している上、納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年12月から40年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの期間及び47年7月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から45年9月まで
② 昭和46年1月から47年3月まで
③ 昭和47年7月から48年12月まで

私の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続及び最初の国民年金保険料の納付を行い、私は、加入手続後、保険料を夫の分と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立人が保険料と一緒に納付していたとする夫も当該期間の保険料が納付済みとなっており、納付書により当該期間の保険料を納付していたとする方法は、申立人が申立期間当時に居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、加入手続及び最初の保険料の納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとされる夫から当時の加入手続等の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、夫から、加入手続の際に、夫の保険料はさかのぼって納付したが、申立人の保険料はさかのぼって納付しなかったと聞いたと説明しており、当該期間のうち昭和42年2月から45年3月までの夫の保険料が第1回特例納付により納付済みとなっていることと合致しているなど、申立人が当該期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 45 年 6 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間及び 47 年 7 月から 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入し、60 歳到達後も国民年金保険料を納付しなければ、国民年金を受給することができないと言われ、国民年金に加入し、60 歳に到達した現在も保険料を納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 59 年 4 月から 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間はそれぞれ 3 か月及び 12 か月と短期間である。また、納付書により納付したとする方法は、申立人の国民年金手帳が払い出された 61 年 8 月頃に申立期間の保険料を過年度納付する方法と合致している。さらに、保険料を一緒に納付したとする夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっており、申立人が所持している領収書から申立期間直後の 61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は夫婦一緒に保険料を納付しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。加えて、申立人は、加入手続の際に 60 歳まで納付しても受給資格期間が不足すると教示され、60 歳に到達した現在も任意加入して保険料を納付していると説明しており、加入手続の際に過年度納付することができた申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、私が昭和 42 年に結婚するまでの間、父が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月までの結婚前の期間について、申立期間を除き保険料はすべて納付済みとなっており、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間に近接する昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料については、市の被保険者名簿では納付済みとされていることから、平成 20 年 7 月に未納から納付済みに記録訂正がされているなど、申立人の保険料の納付記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付しており、結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみである上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の申立期間の自身の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から51年6月まで

私は、婚姻した直後の昭和53年7月に、義父の勧めにより、国民年金に加入した。加入手続と同時に、20歳の時からのすべての未納期間の国民年金保険料を納付したいと区役所出張所に申し出て、必要な金額を計算してもらった後、義父に保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付したとする昭和53年7月は、第3回特例納付の実施期間であり、申立期間は当初から強制加入期間として記録管理されていることから、義父が申立期間の保険料をまとめて納付することは可能である上、義父が納付してくれたとする金額は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致しているほか、申立人の夫も、義父が申立人の申立期間の保険料を一括で納付したとする話を聞いたと証言している。

また、申立人が説明する、国民年金への加入及び特例納付に至った経緯等は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年9月まで
② 昭和39年11月から42年3月まで
③ 昭和43年9月から46年3月まで

私は、時期は憶えていないが、婚姻前に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、印紙検認で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、昭和42年12月に申立人が当時居住していた市で国民年金手帳の記号番号が払い出されおり、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であり、当該手帳記号番号をもって当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間中の国民年金の住所変更手続を適切に行っているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び手帳の所持についての記憶が曖昧であり、当時居住していた町で申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年9月時点では、当該期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から55年3月まで

私は、婚姻後、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立人が一緒に納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から54年3月まで
② 昭和60年7月から61年9月まで

私は、昭和61年9月ごろに、社会保険事務所で年金の加入記録を調べてもらった際に、51年以降の国民年金保険料未納期間の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の申立人の妻の保険料は納付済みである。また、申立人が保険料をまとめて納付したとする昭和61年9月時点では、当該期間の保険料を過年度及び現年度で納付することが可能である上、その当時の申立人の上司は、申立人が自身の保険料をまとめて納付した話を聞いたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当該期間の保険料をまとめて納付したとする昭和61年9月は特例納付の実施期間外であり、その時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年7月から40年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私の妻は、昭和37年7月に、私の分と併せて国民年金の加入手続を区役所で行い、夫婦二人分の国民年金保険料を申立期間①は集金人に、申立期間②は金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料が納付済みとなっており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は当該期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、夫婦二人分の保険料を納付したとされる申立人の妻も当該期間の自身の保険料が未納付となっているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、社会保険事務所が管理している手帳記号番号の払出簿を確認したが、当該期間に係る申立人の記載は確認できず、別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和50年代に、特例納付により、まとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年代は、第2回及び第3回特例納付が実施されており、申立期間前後の加入期間で当初未納となっていた期間の保険料は、第2回及び第3回特例納付により、すべて納付されていることが確認でき、その際、申立人が併せて納付したとする申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間前の厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続をいずれも適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の第3回特例納付による納付月数は、社会保険庁のオンライン記録では25か月分となっているにもかかわらず、社会保険事務所が管理する特例納付リストでは32か月となっており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、41年8月に結婚するまでは集金人に国民年金保険料を納付し、結婚後は夫婦二人分の保険料を集金人に納め、納付書が来るようになってからは金融機関を通じて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月に国民年金に加入して以降、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間であり、申立期間①の前後の期間及び申立期間②の前後の期間の保険料はそれぞれ納付済みである。

また、申立人の申立期間①及び②の保険料の納付状況についての説明は具体的であり、申立当該期間①の前後の期間においても、申立期間②の前後の期間においても、住所や職業の変更など申立人の生活状況に大きな変化は見られないことなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び56年3月から57年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和56年3月から57年1月まで

私は、厚生年金適用事業所を退職直後、市役所で国民年金の加入手続をし国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月及び11か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は厚生年金適用事業所を退職した直後の昭和44年3月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立期間②については、申立人の国民年金再加入手続、保険料の納付場所、納付方法、納付頻度等に関する記憶は具体的であり、当時の市役所の保険料収納業務の取扱いと合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

私は、平成3年2月に会社を退職後、区役所の出張所へ国民健康保険の加入手続に行った際に、国民年金保険料の3か月間の未納を指摘され、3か月分をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料と一緒に納めた2か月間のみが納付済みで、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人が、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立期間直後の平成元年5月及び6月の保険料は過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料は納付書により納付しており、領収書も持っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る国民年金保険料の領収書と説明する昭和 49 年 3 月某日（日付け印部分不鮮明）付け領収印のある領収書について、当該領収日からみて申立期間の保険料は現年度納付となるが、過年度納付用の納付書・領収証書様式であること、記載されている金額が申立期間の保険料額と相違し、47 年 1 月から同年 3 月までの保険料額に一致すること及び納付期間欄の年の表記部分に加筆らしき跡があることから、納付済みとされている 47 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る領収書と認められ、申立期間に係る保険料の領収書とは認められない。

以上のとおり、申立期間に係る保険料の領収書とするものについては、不自然な点が見られるものの、申立人は、昭和 47 年 1 月以降、申立期間を除き保険料をすべて納付していること、申立人の所持する領収書から申立期間の前後の 47 年 4 月から 48 年 12 月までの期間及び 49 年 4 月から 50 年 9 月までの期間の保険料を 3 か月ごとにすべて納期限内に納付していることが確認できること、申立期間は 3 か月と短期間であることなどを考慮すれば、申立期間の保険料を納付書により納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月及び3月

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年6月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人は、母親から、集金人に保険料を納付することができず、別の方法で保険料を納めたと聞いたことがあると説明しており、当時、市の集金人は現年度保険料のみの徴収を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月28日から同年7月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も含め、41年2月に退社するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（事業所移転及び社名変更に伴い昭和31年2月28日にA社の前身であるB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したはずであると主張しているが、これを確認できる関連資料等はない。一方、B社において申立人と同日の昭和31年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している2人の従業員について、いずれもA社において申立人と同日の同年7月10日に同資格を再取得していることから、申立人等のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日について、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届け出たと考えられ、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月1日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる源泉徴収票を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及びA社作成の労働者名簿により、申立人は、同社に平成18年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の報酬額及び厚生年金保険料控除額の記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成18年1月1日として届け出たため、同年1月の保険料を納付していないとすることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成17年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び厚生年金保険料控除額の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成17年10月1日として届け出たため、同年10月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社に係る被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和58年6月1日から同年7月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間の保険給付は行われない期間となっているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を58年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した申立期間の加入期間が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間における厚生年金保険の加入記録は、A社において昭和58年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社（A社が分社し設立された法人。）において同日に同資格を取得していることが確認できるが、同年6月1日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間の保険給付は行われない期間とされているところ、事業主から提出された在籍証明書により、申立人はA社及びB社に55年6月25日から平成4年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年5月の社会保険庁の

オンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年4月1日、資格喪失日が5年4月1日とされ、当該期間のうち、5年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を5年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には、平成5年3月31日まで勤務していたので、申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の証言から、申立人は同社に平成3年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月の社会保険事務所の記録から26万円と認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成7年に、事業主が5年当時に事務手続を誤ったとして資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る5年3月分の保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付したとする郵便局では、申立期間当時、保険料を収納していなかったことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に係る被保険者名簿から、申立人は昭和 53 年 4 月 28 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年8月まで

私の国民年金は、母が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。母は、姉及び私の保険料と一緒に、集金に来ていたAの人に納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人が申立期間当時に母親が保険料を納付していたと説明するAでは、申立期間当時に保険料の集金は行っていなかったことが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を見た記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年9月まで

私の国民年金に関する手続は、すべて亡妻が行ってくれていた。妻から、昭和50年12月ごろに、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、その際、区の職員から、「今なら過去の未納分の保険料をまとめて納められる。今、納めれば間に合う。」と言われたので、夫婦二人分の未納の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で、申立人は60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすのに必要な月数の保険料を第2回特例納付及び過年度納付していることが認められ、申立期間の保険料をも納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4137

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、夫よりも先に国民年金の加入手続をし、区役所で国民年金保険料を納付していた。夫の保険料も私が納付していたが、家庭の事情により、夫婦別の日に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月ごろよりも後の、48 年 5 月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶はないと説明するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

私は、夫の実家に来ていた集金人に勧められたことから国民年金の加入
手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とさ
れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿・確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入
手続及び保険料の納付金額、納付方法等の納付手続に関する記憶が曖昧であ
るなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見
当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 11 月ご
ろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、
申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の受領、所持等に関する記憶が曖昧
であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情
も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 7 月まで

私は、昭和 56 年 7 月に大学を退職して共済の加入者資格を喪失したため、区役所で国民年金の加入手続をした。以後、未納のないように国民年金保険料を納めてきたので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、「被保険者でなくなった日」の昭和 52 年 2 月 1 日に続いて「被保険者となった日」は 58 年 8 月 1 日と記載されているのみで、56 年 7 月に大学を退職した際に共済から国民年金への切替手続を行い被保険者となった旨の加入記録の記載はなされていないこと、申立人は、国民年金加入手続時に保険料をさかのぼって納付した記憶がないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び46年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和46年5月から49年3月まで

私の母親が、昭和46年7月ごろに私の国民年金の加入手続をした際に、申立期間①の保険料をまとめて納付し、また、申立期間②の保険料も母親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月ごろの時点では、申立期間①、申立期間②の過半はいずれも時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、区の女性の担当者に勧められ、国民年金の加入手続をして集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間当時に居住していた区での国民年金の加入手続とその時期及び保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が、申立人の妻と連番で払い出された昭和 41 年 4 月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 10 月まで

私は、夫が会社を辞めた後の昭和 59 年 3 月ごろ、町役場から「このまま国民年金に加入しないと、将来年金をもらえなくなるので、未納分の国民年金保険料 20 万円を納めて下さい」という封書が送られてきたことをきっかけに、町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付時期、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 6 年 8 月時点は、特例納付実施期間ではない上、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間でもあり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 39 年に国民年金に加入し、自宅に集金に来ていた区の集金人に、同居していた家族の者が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、納付した保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 11 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4158

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から52年12月まで
私は、将来受給する年金のことを考えて、昭和45年に国民年金に任意加入し、国民年金保険料をずっと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間における保険料の納付頻度、納付金額等の納付状況についての記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月まで

私は、退社後の昭和 39 年 4 月ごろ、自宅に来た市役所の人から、厚生年金保険を脱退したら国民年金に加入しなければいけないと言われ、その場で国民年金保険料を納めた。それからは、毎月、集金人に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと説明している上、保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 1 月の時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から52年3月まで

私は、区役所で作成してもらった納付書で、夫婦二人の未納分の国民年金保険料を金融機関で特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立期間直前の昭和36年4月から43年1月までの保険料を、54年12月から55年5月までの間に第3回特例納付により納付していることが確認でき、また、申立期間直後の52年4月からの保険料を過年度納付していると考えられるが、申立人は、特例納付をした時点で、特例納付及び過年度納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4161

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年12月まで

夫の未納分の国民年金保険料は、私が、区役所で作成してもらった納付書で、自身の未納分の保険料と一緒に金融機関で特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、納付したとする保険料額に関する記憶が不明確である上、申立期間直前の昭和36年4月から47年8月までの保険料を、54年12月から55年5月までの間に第3回特例納付により納付していることが確認でき、また、申立期間直後の52年1月からの保険料を過年度納付していると考えられるが、申立人は、特例納付をした時点で、特例納付及び過年度納付を行わなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられるなど、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から48年9月まで

私は、夫と一緒に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立期間直前の昭和39年7月から42年6月までの保険料を第2回特例納付により納付し、申立期間直後の48年10月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は、国民年金に加入した50年11月時点で、特例納付及び過年度納付を行わなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付をしたものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から52年9月まで

私は、結婚後、区役所の出張所で入籍や住民票等の手続とともに、国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である上、昭和52年10月に国民年金に任意加入し、国民年金手帳の記号番号が払い出されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は、広報車による国民年金の加入勧奨をきっかけに国民年金に加入した。加入後に 20 歳からの国民年金保険料をすべて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期に関する記憶が曖昧である上、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、申立期間の保険料を第 1 回特例納付、第 2 回特例納付又は第 3 回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した当時の保険料額は 200 円から 250 円と説明しており、この金額は昭和 42 年 1 月から 45 年 6 月までの保険料額と一致するが、申立人の国民年金手帳の記号番号がこの時期に払い出された記録は無く、申立期間後の 53 年 9 月に払い出されている上、申立人は、現在所持する年金手帳の前に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、亡くなった義父から国民年金制度が始まったら、すぐに国民年金に加入するよう言われていたので、昭和 35 年ごろ市役所で加入手続をし、その後は国民年金保険料を自分で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人は国民年金に加入した後、昭和 44 年 6 月に申立期間直後の 40 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を時効期間の 2 年間を超えてさかのぼって過年度納付していることが確認できるものの、これは年金の受給資格期間を満たすために行われた取扱いであったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 5 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は当該手帳記号番号で払い出された国民年金手帳以前に別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月まで

私は、海外留学から帰国した昭和61年11月に国民健康保険の加入手続に市役所へ行った。その時、市役所の職員から納付していない期間の国民健康保険料をさかのぼって納付するように言われ、国民年金についても同様のことを言われたので、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、過年度納付した金額及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から50年9月まで
私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4174

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで私の国民年金保険料及び付加保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親及び申立人は、付加保険料の申込みの状況及び定額保険料と付加保険料を合わせて納付することとされていた保険料の納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料とともに納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当初居住していた市では印紙検認による納付方法であり、次に居住していた市でも大部分の期間は印紙検認による納付方法であるが、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間の印紙検認がなく、申立人は、保険料を納付書で納付し、印紙検認により保険料を納付した記憶がないと説明している。また、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、夫が事業を開始した昭和 43 年 8 月に夫婦で国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、夫婦の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 4 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金に加入した時期に未納期間の国民年金保険料をさかのぼってすべて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した時期、場所等の記憶が曖昧である。申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 4 月当時は、第 3 回特例納付の実施期間中であり、申立人は、54 年から 55 年にかけて申立期間直前の 41 か月分の保険料を特例納付するとともに、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、上記手帳記号番号払出時点で、申立人は特例納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たすことができないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数の特例納付及び過年度納付をしたものと考えられ、また、申立人は、既に特例納付済みの期間の保険料額に加えて、申立期間の特例納付保険料額を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年12月まで

私の義母は、私が結婚した時に、私の国民年金の加入手続をし、私達夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続をし、保険料を納付していたとされる義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は保険料を納付していたとする義母から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年9月までの期間及び38年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年9月まで
② 昭和38年7月から40年3月まで

私たち夫婦は、私^あが会社を退職した後、区役所の勧誘員の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。転居後の区でも新たに国民年金手帳の交付を受け、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び妻は、転居前の区での加入時期、国民年金手帳等の記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料も未納であるなど、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年5月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人及び妻は保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦は、夫が会社を退職した後、区役所の勧誘員の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。転居後の区でも新たに国民年金手帳の交付を受け、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び夫は、転居前の区での加入時期、国民年金手帳等の記憶が曖昧であり、保険料を一緒に納付していたとする夫も、申立期間のうち厚生年金保険の被保険者であった期間を除く期間の自身の保険料も未納であるなど、申立人及び夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 5 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人及び夫は保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から57年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から57年3月まで
② 昭和63年1月から同年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間①のうち、結婚する前と離婚後の期間は父が、結婚している間は元夫が、国民年金保険料の納付をしてくれていた。申立期間②は、私が社会保険事務所で加入手続をし、郵便局で毎月保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の父親及び元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親及び元夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間②については、当該期間の保険料の納付金額等に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から51年6月まで

私は、結婚直後、自宅近くの区出張所で国民年金の加入手続をした際、過去の未納分の国民年金保険料をすべて、さかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入する際、20歳時からの保険料をすべて納付しなければ、年金の受給資格期間が得られないと思い、申立期間の保険料を特例納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月時点又は過年度納付された51年7月時点から60歳到達時までは25年以上あり、この間の保険料を納付すれば特例納付をしなくても年金の受給資格期間を満たすことが可能であったこと、まとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額と大きく相違することなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの期間、平成元年4月から2年1月までの期間及び5年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から61年3月まで
② 平成元年4月から2年1月まで
③ 平成5年3月から同年9月まで

私は、子供が生まれて、将来のことを考え、国民年金に加入しようと思った。加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付は、元妻が行った。申立期間②及び③についても、昔のことではっきりとした記憶は無いが、保険料を納付してきたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする元妻から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、元妻も当該期間の保険料が未納であるなど、元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年1月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶

が曖昧^{あいまい}であり、申立期間③については、当該期間の第1号被保険者資格取得の記録整備が平成14年3月に行われていることがオンライン記録から確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、昭和46年に大学を卒業後、親と同居しており、母は、私に対し、簡易保険の加入や私を受取人にした生命保険の加入など気を遣ってしてくれたので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親は国民年金に加入していないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4192

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月まで

私は、入社した会社の経理担当者から国民年金保険料を納付するよう助言され、昭和 59 年 4 月ごろに 20 歳になった日にさかのぼって約 4 万円の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 8 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持する手帳以外に別の手帳を受け取ったことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 7 月に、夫の分と併せて国民年金の加入手続を区役所で行い、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が併せて納付したとする申立人の夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、社会保険事務所が管理している手帳記号番号の払出簿を確認したが、申立期間に係る申立人の記載は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年12月ごろの時点より前に、国民年金の加入手続を行ったかどうか記憶に無く、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を所持していた記憶も無いと説明しているなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年3月まで

母は、私の20歳の誕生日前日に市役所で私の国民年金の加入手続を行うとともに、当時、父が第1級障害者であったので、国民年金保険料の免除申請も行ってくれた。申立期間の保険料が免除されておらず、一部が未納で、一部が納付済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は申立期間直後の平成5年度の保険料が免除期間とされている。制度上、国民年金保険料の免除申請手続は年度ごとに行うこととされていることから、申立期間の保険料が免除されるためには、平成3年度及び4年度にも免除申請手続を行うことが必要であるが、申立人の免除申請手続を行ったとする母親は、当該手続を1回しか行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間について保険料の免除申請手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、知人を通して当時居住していた町の町会長に国民年金の加入手続をしてもらい、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について協力が得られないため、保険料の納付状況等が不明である上、申立人は、申立期間以外にも複数の未納期間があり、また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする元妻も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年3月まで

私は、昭和48年ごろ、それまで未納となっていた国民年金保険料を納付すれば、年金を受給できるという趣旨の文書と納付書を受け取り、妻がその納付書で夫婦二人分の未納保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、一括納付したとする保険料額及び納付時期などの納付状況に関する記憶が不明確である。

また、申立人は、特例納付した回数は1回であると説明しており、第3回特例納付により、申立人夫婦が申立期間直前の期間の保険料を納付していることは確認できるが、申立期間の保険料の特例納付は確認できない上、一緒に一括納付したとする妻の保険料も、申立人と同様に申立期間は未納であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4201

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から12年3月まで

私は、60歳に達したときに区役所で国民年金の受給額が満額に満たないと説明されたので、任意加入の手続を行い、毎月2万円から3万円の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の任意加入手続及び保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である上、納付したとする金額は申立期間の保険料とは異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月まで

私は、昭和37年12月に市役所で転居手続きをした際、未納となっていた国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、市役所で転居手続きをした際に、申立期間の保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 38 年 2 月に転居後の区において払い出されており、申立人は、転居前の市で国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4207

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年11月まで

私は、申立期間当初学生で、母と二人暮らしだった。母から「お前の国民年金保険料は納めているからね。」と年金手帳らしきものを見せられながら言われた記憶がある。昭和45年に母が海外に転居した後は、伯母が私の保険料を納付していると聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び伯母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親及び伯母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月ごろから 61 年 8 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月ごろから 61 年 8 月ごろまでの期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、法人登記簿においても、同社は既に解散していること及び申立期間当時の同社の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司や同僚について、姓を記憶しているのみで連絡先等も不明であるため、これらの者を特定できず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 8 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と比較して低いことが分かった。

このことについて、A社は、事務手続の誤りを認め、厚生年金保険料の追加納付が必要となれば、納付する用意があるとしているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立期間に係る賃金台帳上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間に係る申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 18 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と比較して低いことが分かった。

このことについて、A社は、事務手続の誤りを認め、厚生年金保険料の追加納付が必要となれば、納付する用意があるとしているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立期間に係る賃金台帳上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間に係る申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険に未加入という回答であった。同社に当該期間勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 7 年 3 月 16 日から A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の取締役であり、同社の経理や社会保険に係る業務を担当していた者から提出のあった賃金台帳において、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、上記の元取締役は、申立人に対して、仕事の性質上労務災害等の懸念があるため、労働者災害補償保険及び雇用保険については入社時である平成 7 年 3 月 16 日から加入手続を行うが、厚生年金保険及び健康保険については同年 4 月 1 日から加入手続を行う旨を説明したと供述している。

このことについて、社会保険事務所が保管している被保険者名簿によると、同社では、入社日が当該月の一日以外の日である従業員の厚生年金保険の資格取得日について、翌月の一日とする取扱いとしていたことが確認できること、及び B 健康保険組合の加入記録においても申立人の資格取得日は平成 7 年 4 月 1 日であることが確認できることから、同社は、上記の元取締役の供述のとおりに入手続を行っていたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しているため、事業所に対する照会ができず、また、申立期間当時の事業主は死亡していることなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間以前から同社で勤務をしており、厚生年金保険の被保険者であったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人がA社に継続して勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は申立人が昭和 59 年 9 月から勤務していたB社（商号が同一の別法人）からの経営譲渡を受けて 60 年 6 月に設立された法人であり、社会保険事務所の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 12 月 1 日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、A社が加入している健康保険組合の申立人に係る健康保険の加入記録でも、申立人の資格取得日は昭和 60 年 12 月 1 日となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に、昭和 60 年 6 月 30 日までB社で勤務し、同年 7 月 1 日からA社で勤務していた申立人の元同僚のうち1人は、申立期間当時は国民年金に加入し、当該期間のうち同年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同年 7 月にA社に入社した従業員 1 人も、申立期間中に国民年金に加入し保

険料をすべて納付していた。このことについて当該従業員は、「入社した時に、会社側から厚生年金保険の加入に時間がかかるので、加入前は国民年金に加入するよう指導を受けた」と説明している。

また、A社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険の保険料を控除していなかったと供述している上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 22 日から 61 年 12 月 31 日

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、A社の船舶に乗船していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社から給料が支払われていたので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における申立人の勤務実態について、うち昭和 60 年 8 月 7 日から同年 9 月 17 日までの期間については、申立人の船員手帳の乗船記録から、申立人がA社の船舶に乗船していたことが確認でき、61 年 8 月から同年 12 月までの期間については、申立人の預金通帳に記載されている同社からの給与振込記録から、申立人が、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、前述の乗船期間を含む昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの船員保険疾病任意継続保険料の領収証書を所持しており、当該期間については強制被保険者として船員保険に加入していなかったことが確認できる。

また、A社の事業主は、同社の船舶に乗船していた船員のうち、年金受給者については本人の希望により船員保険の加入手続を行わないことが多く、その保険料を控除することはなかったと供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人の老齢年金が昭和 60 年 11 月に裁定され、年金支給が開始されていることが確認できることから、仮に申立人が 61 年 1 月から同年 12 月までの期間に、継続して同社の船舶に乗船していたとしても、事業

主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。